

○須坂市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱

平成4年8月31日教育委員会告示第3号

改正

平成7年3月27日教委告示第2号
平成12年3月28日教委告示第1号
平成19年3月30日教委告示第6号
平成20年3月28日教委告示第4号
平成21年8月10日教委告示第4号
平成27年2月1日教委告示第3号

(趣旨)

第1 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費（以下「就学援助費」という。）を支給し、義務教育の円滑な実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象経費及び支給額)

第2 就学援助費の支給対象となる経費及び支給額は、別表に掲げるとおりとする。

(支給対象者)

第3 支給対象者は、市内に住所を有し学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒の同法第16条及び第17条第1項に規定する保護者で次のいずれかに該当するものとする。ただし、別表の医療費及び学校給食費については、市内の小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者、入学準備費については、市内に住所を有し翌年度に小学校又は中学校へ入学する予定の新入学児童又は生徒の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費及び学校給食費の支給については、同法第13条の規定による教育扶助、入学準備費及び新入学児童生徒学用品費等の支給については、同法第12条の規定による生活扶助が行われている場合の保護者を除く。）

(2) 準要保護者

ア 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準じる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けたもの

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による市民税の非課税

(ウ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の掛金の減免

(エ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収の猶予

(オ) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

イ ア以外の者で次のいずれかに該当するもの

(ア) 保護者の職業が不安定で、生活が困難と認められる者

(イ) 保護者等が不慮の災害・事故・疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者

(ウ) 学校納付金の納付が遅延しがちの者又は学用品・通学用品等に不自由している者等で保護者の生活が極めて困難と認められる者

(エ) その他、教育委員会が特に支給する必要があると認める者

(支給方法)

第4 就学援助費のうち学用品費、通学用品費は年2回、学校給食費は年3回に分けて支給するものとし、その他の費目についてはその都度支給するものとする。

(報告事項)

第5 対象児童又は生徒が年度の途中において、転学又は死亡等により支給を必要としなくなったときは、学校長は速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(権限の委任)

第6 保護者は、請求等の権限を学校長に委任するものとする。この場合において、翌年度小学校又は中学校に入学を予定する新入学児童又は生徒の保護者にあつては、翌年度入学を予定する小学校又は在学している小学校の学校長に請求等の権限を委任するものとする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年3月27日教委告示第2号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日教委告示第1号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委告示第6号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日教委告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年8月10日教委告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成27年2月1日教委告示第3号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第2関係)

支給対象経費	経費の範囲	支給額
学用品費	児童又は生徒の所持に係わる物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習材料を含む。)の購入費	国の補助単価により算出した範囲内の額
通学用品費	児童又は生徒(第1学年の者を除く。)が通学のため通常必要とする通学用品の購入費	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費及び見学料	
入学準備費	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品の購入費	
新入学児童生徒学用品費等(入学準備費を支給された保護者を除く。)	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品、通学用品の購入費	
修学旅行費	児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち	

	ち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物運送料、通信費及び旅行取扱料金の費用
通学費	片道の通学距離が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上（特別支援学級の児童又は生徒にあつては通学距離は問わない。）の者が、もつとも経済的な通常の経路及び方法により通学する場合に要する交通費
医療費	学校保健法（昭和33年法律第56号）第17条に規定する疾病の治療に要する費用（社会保険等に参加している場合は、被扶養者として社会保険等の給付を受けられる額を控除した額）
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する児童又は生徒の学校給食に要する費用